

自治会に加入しませんか

お問い合わせ先

総務課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8801 大隅 ☎ 099-482-5921

財部 ☎ 0986-72-0931



自治会に加入しませんか

自治会って何だろう？自治会への加入をすすめられたけれど、どうしたら加入できるのだろう？など疑問や不安を抱いている方もいらっしゃると思います。

自治会とは、生活している一定の地域をひとつの単位として、自主的に組織された団体です。

現在、市内には481の自治会があります。その規模は様々ですが、住みよい地域づくりを目指して、環境美化活動、防犯活動、レクリエーション活動等いろいろな活動に取り組んでいます。こうした日頃の自治会活動によって、地域の住民が親睦を深め合い、お互いに協力してより良い地域づくりの形成に重要な役割を果たしています。

より多くの方に自治会に入加入していただき、安心安全な活力あふれる地域づくりの輪が広がることが、市の発展へと繋がる一步だと考えています。

自治会に加入するときは、お住まいの地域の自治会長さんへご連絡ください。連絡先がわからない場合には、市役所総務課または各支所地域振興課へお問い合わせください。

※公営住宅等は除きます。

自治会活動への支援

各自治会においても、自治会加入への呼びかけを行つていただいているところですが、市では、転入等の機会を通じて自治会への加入をお願いしています。しかし、自治会は地域の自主組織であるため、強制加入はできないことがあります。さらに、高齢化や自治会の規模ともあり、未加入者が増加傾向にあります。さらに、自治会への加入縮小の影響もあり、活動の停滞が懸念されています。

そこで、市では自治会に対して次のような補助金を交付し、未加入世帯の自治会加入や自治会の統合・拡大を促進しています。

▽未加入世帯加入促進補助金

未加入世帯の自治会加入を促進した自治会に交付します。

補助基準

自治会未加入から加入した世帯で、加入後6ヶ月を経過した世帯

補助金額 1万円×対象世帯数

自治会未加入世帯とは、市内に転入した世帯、または居住している世帯で自治会に1度も加入していない世帯のことです。

近隣自治会との統合により拡大した新しい自治会に交付します。

▽自治会統合補助金

補助対象	区分	補助基準	補助金額
統合により拡大した新しい自治会	自治会数割	新自治会の加入世帯数が50戸以上	旧自治会の数×100,000円
		新自治会の加入世帯数が50戸未満	旧自治会の数×60,000円
	戸数割	新自治会の加入世帯数	加入世帯数×2,000円 (上限150,000円)

後期高齢者医療保険料が変わります

お問い合わせ先

本 庁 保 健 課 国民健康保険係 ☎ 0986-76-8806
 大隅支所 保健福祉課 保 健 係 ☎ 099-482-5924
 財部支所 福 祉 課 保 健 係 ☎ 0986-72-0935



保険料率が変わります

後期高齢者医療は、被保険者の皆さんの医療費の動向などを基にして、2年ごとに保険料の見直しをします。平成26・27年度の保険料率は、一人当たりの保険給付費の増加や、少子化に伴う現役世代からの支援金減少による高齢者負担率増加等により、被保険者の皆さんのが保険料として負担する額が増加します。

平成26・27年度の保険料率

内訳	変更前	変更後
均等割額	48,500円	51,500円
所得割率	9.05%	9.32%
限度額	55万円	57万円



所得に応じた保険料の軽減について

▽均等割額の軽減
所得に応じて、均等割額が表のとおり軽減されます。

軽減割合・軽減後の均等割額		平成26・27年度 軽減後の均等割額
所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	
33万円、かつ世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割	5,100円
33万円（上記以外の被保険者）	8.5割	7,700円
33万円+（24万5千円×世帯の被保険者数）	5割	25,700円
33万円+（45万円×世帯の被保険者数）	2割	41,200円

▽所得割額の軽減
年金等控除のほかに15万円を差し引いた額で判定します。

②軽減判定では、65歳以上の方の公的
（1）軽減は、被保険者と世帯主の合計で
判定するため、被保険者ではない世
帯主の所得も判定の対象となります。

月	納期
7月	1期
8月	2期
9月	3期
10月	4期
11月	5期
12月	6期
1月	7期
2月	8期

※年金から天引きとなっている方は、
従来どおり、偶数月の年金支給日に
あわせて、引かれます。

納期が変わります
付されている方の納期が、表のとおり
変更となります。

会社などの健康保険の被扶養者であつた方の保険料の軽減

所得割額がかかる、均等割額が9割軽減され、年間の保険料額は五、一〇〇円です。

▽所得割額の軽減
所得から33万円を差し引いた額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減となります。

70歳から74歳の医療費負担割合が2割になります

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える国民健康保険加入者の窓口負担が2割になります

お問い合わせ先

本 庁 保健課国民健康保険係 ☎ 0986-76-8806

大隅支所 保健福祉課保健係 ☎ 099-482-5924 財部支所 福祉課保健係 ☎ 0986-72-0935

70歳から74歳の方の医療費負担割合は法律上、2割となっていますが、これまで特例措置で1割負担となっていました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために、2割負担に見直されることになりました。

対象者

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）

2割となる時期

70歳の誕生日の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方は、その月から）

《例》平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

窓口負担には、毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）

平成26年4月以降も、医療費の窓口負担は1割負担のまま変わりません。
なお、窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

児童扶養手当等の手当額が変わります

お問い合わせ先

財部支所 福祉事務所 児童・社会福祉係 ☎ 0986-72-0936

本 庁 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807

大隅支所 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

手当の種類	平成26年3月分まで(月額)
児童扶養手当	子1人、全部支給の場合
	41,140円
	子1人、一部支給の場合
	41,130円～9,710円
特別児童扶養手当	1級 50,050円
	2級 33,330円
特別障害者手当	26,080円
障害児福祉手当 経過的福祉手当	14,180円

平成26年4月分から(月額)
子1人、全部支給の場合
41,020円
子1人、一部支給の場合
41,010円～9,680円
1級 49,900円
2級 33,230円
26,000円
14,140円

※法律に基づく改定

市民提案型地域づくり事業支援補助金申請を募集します

お問い合わせ先

企画課 男女共同参画係 ☎ 0986-76-8802

今年度も、自由な発想の地域づくり活動に対して補助金を交付します。
地域づくりを実践しているグループや新規企画、提案があり実行したいと考えている方は、ぜひ申請してください。

対象事業

本来行政が行う仕事を、市民等で構成する団体やグループが提案し実践する事業
△例△曾於市P.R活動、後継者育成支援、空き家利用、子育て・シニア活動支援など
※ただし、他の補助金の対象となつている事業や、市からの委託事業、特定の個人、営利を目的とした事業、宗教活動、政治活動、暴力団は対象外

補助金額

△新規事業

補助対象経費の90%の額（20万円限度）

△継続事業（2回目）

補助対象経費の75%の額（15万円限度）

△継続事業（3回目）

補助対象経費の50%の額（10万円限度）

受付期間

平成26年4月14日（月）～5月16日（金）（平日のみ）

午前8時30分～午後5時まで

受付場所

（本庁2階7番窓口）

市役所企画課

これまでの実績

△平成24年度（7事業採択）

NPO法人そお文化村

財部高校

末吉高校

メセナ楽団

曾於市グリーン・ツーリズム協議会

これまでの実績

△平成25年度（新規6事業、継続5事業採択）

野ばら混声合唱団

菅牟田校区公民館

財部小金管バンド

北校区よかふんし隊

曾於アートプロジェクト

申請できる団体

次の用件を満たすこと

- ①3人以上で組織された団体
- ②事務所が市内にあり、代表者が市内在住者であること
- ③団体設置の趣旨及び活動が明確であり、予算、決算等の会計処理が明確な団体
- ④事業の企画立案、実績報告まで自ら行うことができる団体

※申請方法、申請様式等についてはお問い合わせください。事前相談にも応じます。
また、採用できる団体
数に限りが
あります。



菅牟田校区公民館の活動風景



末吉高校家庭クラブが作成した
ゆるキャラ「ずっちゃん」



国民年金のはなし

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課 末吉 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923
財部 ☎ 0986-72-0934

鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

年金移動相談所開設日

期日	時間	場所
4月8日(火) (予約受付中)	午前10時 ～ 午後3時	本庁(末吉) 1階会議室

鹿屋年金事務所による移動相談所が開かれます。日程・場所は上記のとおりです。

相談は無料ですが、予約が必要です。

予約のない方の相談はできませんので、ご了承ください。※予約先 本庁 0986-76-8805

○国民年金保険料額が変わります
平成26年4月から平成27年3月までの保険料は、月額210円引き上げされ、月額**15、250円**となります。4月末までに1年分を現金で前納されると、年額3、250円の割引があります。

保険料は、納付書以外でも、口座振替やクレジットカードでも納付できます。ご利用ください。

○象期間が拡大されます
国民年金は、所得が少ない時や失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年3月までは、申請できる期間が、申請免除平成25年度分(平成25年7月～平成26年6月)、学生免除平成25年度分(平成25年4月～平成26年3月)の1年間でした。平成26年4月から法律が改正され、申請時点から2年1カ月前までの期間について、免除等申請することができます。

○必要なもの

- ▽申請免除(学生以外の方)
- 年金手帳、印鑑、失業された方は離職票または雇用保険受格者証
- ▽学生免除
- 学証明書

※申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行うため、免除が承認されない場合があります。

また所得の申告をしていない方は審査できません。

○年金額が変わりました
現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2・5%

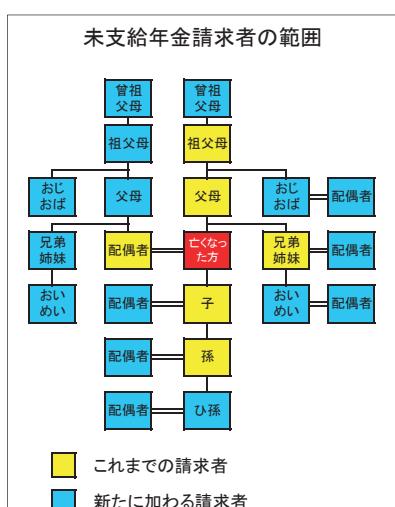
高い水準(特例水準)となっています。平成24年の法律改正で、平成25年10月から平成27年4月までに段階的に特例水準が解消されます。

平成26年4月に1%減額予定でしたのが、物価改定ルールにより、0・7%減額となります。

○未支給年金の請求権者の範囲が拡大されます
(年金額は6月受給分から変更です)

年金受給者が死亡した場合、死亡した月の年金については、親族が「未支給年金」として請求することができます。この未支給年金を請求することができる親族の範囲が、平成26年4月以降死亡の方より現在の2親等以内の親族から、3親等以内の親族等まで拡大します。

※ただし、いざれも亡くなつた方と生計を同じくする方(生計同一認定対象者)に限ります。



春の農作業事故ゼロ運動

もう一度、初心に戻って再点検！安全確認をしよう！

お問い合わせ先

経済課・各支所産業振興課

末吉 ☎ 0986-76-8808 大隅 ☎ 099-482-5950 財部 ☎ 0986-72-0938



農業の機械化が進展する一方で、農業機械による農作業事故の発生が後をたちません。そのため、農繁期における農作業事故の未然防止を目的として、4月から6月まで「春の農作業事故ゼロ運動」が県内一斉に実施されます。悲惨な事故を無くすためにも、次のことに注意して作業を行いましょう。

- ① ゆとりをもった無理のない農作業を計画し、農業機械の操作には十分注意しましょう。
- ② 農業機械で、ほ場へ出入の際は、進入路や路肩などの段差に注意して転落、転倒事故を未然に防ぎましょう。
- ③ トラクターは必ず安全フレームを適正に装着して、シートベルトを着用しましょう。また、巻込まれ事故を防ぐため服装に留意しましょう。
- ④ ほ場作業以外は左右ブレーキペダルを連結し、農作業中や作業後に降車するときは必ずエンジンを止め、ブレーキで固定することを徹底しましょう。
- ⑤ 農業機械の取扱いは安全チェックを忘れずに、点検整備の際はエンジン停止を徹底しましょう。
- ⑥ 万が一の農作業中の災害に備え、労災保険等に加入し、出かける際は家族等に一声かけ、携帯電話を忘れないようにしましょう。

農業用廃プラスチック類の適正処理について

「廃プラ」は焼かない！捨てない！集めよう！

お問い合わせ先

経済課・各支所産業振興課

末吉 ☎ 0986-76-8808 大隅 ☎ 099-482-5950 財部 ☎ 0986-72-0938

使用済みのマルチフィルムやビニール資材、土壌消毒用空き缶などの農業用資材を畑などに放置すると、水路を塞ぐなど、周囲に大変な迷惑となります。次の点に注意して、適切な保管と処理を行いましょう。

- 使用済みの農業用資材は、雨風が当たらない倉庫などへ持ち帰って保管しましょう。
- 使用済みの農業用資材は『産業廃棄物』です。山林などへの不法投棄や、野焼きは法律で禁止されています。違反者には、5年以下の懲役、もしくは一、〇〇〇万円以下の罰金又はこれらとの併科といった厳しい罰則規定があります。処分業者などを利用して適切に処理を行いましょう。

農業用廃プラスチック類や土壌消毒用空き缶は、「曾於市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会」が定期的に回収を行っています。これらを利用して適切に処理を行い、地域の皆さんのが気持ち良く生活できる環境をつくりましょう。



税チャンネル ~納税があなたを支えます!~

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課 税務係

末吉 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932

納期限内の納付にご協力ください

市税は私たちが安心して健康な暮らしづするため、重要な役割を持つています。福祉や保険といった社会保障、教育、環境整備など様々な事業を進めうえで、非常に大切な財源です。

市税を滞納することは、納期限内に納税している大多数の市民との公平性を欠くことになります。滞納は放置せず、事情のある方は必ず納税相談をしてください。納付も納税相談もない方に 대해서は、差押え等により強制的に徴収します。

今回は、財産の中でも身近な給与・生命保険の差押えについて説明します。

「給与」の差押え

滞納者の給与を差押える場合、滞納者に連絡はせず、勤務先に給与の支払い状況を調査します。調査の結果、差押えを行うことが決定すると、勤務先に滞納者の給与を差押えることを通知します。このことで、市税などの滞納が勤務先に伝えられます。

以降、滞納者の給与から強制的に差押えられた金額が徴収され、完納になるまで毎月、滞納市税へ充当されます。

※一定限度に達する金額の差押えは、禁止されています。

「生命保険」の差押え

大半の方は収入から税金を支払つた上で、生命保険や各種ローンを支払っています。

しかし、中には生命保険や各種ローンは毎月支払っているにもかかわらず、税金の納付が滞っている方がいます。これでは、誠実に税金を納めている方々と公平性が保たれません。

そこで、各保険会社に滞納者の契約状況などを調査し、該当する保険契約があれば、その契約に対し差押えを行います。差押えにより、直ちに保険契約が解除されるわけではありませんが、納付や相談がない場合、一定期間内に完納されない場合は、解約し、解約返戻金を滞納市税へ充当します。

滞納は放置せず 事情のある方は必ず納付相談を

金を納期限内に納めることができない理由で一時的に税は、窓口で納税相談を行ってください。生活状況などを聞き取つたうえで、徴収の猶予などをを行うことがあります。税金は、自主的な納付が原則です。督促状などで早期の納付をお願いしています。それでも納付されない、納税相談もない、虚偽の申し出や相談による納付計画が不履行となつた場合や、滞納処分の対象となります。

財産の調査について

税金を滞納すると、法律（国税徴収法）に基づき全ての財産に対する調査権限が市に発生します。この権限によつて、調査を受ける勤務先や金融機関等は調査に協力しなければなりません。また、これらの財産調査は個人情報保護法には抵触しません。

優先順位	
1.	生活費
2.	医療費
3.	子への仕送り
4.	税
5.	各種ローン（住宅・車等のローン、借金返済）生命保険等の掛け金

生命保険の掛け金
各種ローン

税金

※税は、あらゆる債務より優先です。「ローンの支払いが有り生活できなくなるから納められない」は、理由になりません。

曾於市肉用牛特別導入事業について

お問い合わせ先

畜産課・各支所産業振興課

末吉 ☎ 0986-76-8809 大隅 ☎ 099-482-5951

財部 ☎ 0986-72-0938



貸付対象者

市内に居住し、かつ市内に施設を有する畜産農家。ただし、最終償還時の年齢が80歳以下の者で、左記の要件に該当する方。

- ①肉用繁殖雄牛の飼養経験がある方
- ②労働力に余力があり、肉用牛繁殖雌牛の適切な飼養管理が可能な方
- ③粗飼料の生産利用による飼養が可能な方

貸付条件

一対象者につき、五年以内で二頭以内の肉用牛繁殖雌牛を無償で貸し付けます。

購入価格は、一頭当たり40万円を限度とします。購入価格（市場等の手数料は含まない）が40万円を超える場合は、購入価格から40万円を引いた額を、借り受け人の負担とします。

契約

肉用牛繁殖雌牛の貸付を受ける方は、市と契約を結ぶ必要があります。契約に当たっては、借り受け人及び連帯保証人の印鑑証明が必要となります。

貸付手続

- ①貸付申請書の提出
- ②肉用牛繁殖雌牛の購入
- ③事業基金の契約

※詳細は、窓口に問い合わせてください。

曾於市有機センター有機製品価格の変更について

消費税率引き上げに伴い、有機製品の販売価格が変更となります

お問い合わせ先

曾於市有機センター

曾於市末吉町南之郷 5641 番地 7 ☎ FAX 0986-28-8440

製品種類	区分	内容量	販売価格表（旧）	
			販売価格	
			市内	市外
土着菌入り 森の華1号 (牛糞)	袋詰	15kg入り	270 円	300 円
		フレコンパック 500kg	3,300 円	4,000 円
土着菌入り 森の華3号 (牛鶏混合)	バラ (配達料込)	2t車1台	11,000 円	15,000 円 ※松山町は 14,000 円
		4t車1台 (3.5t)	18,750 円	25,500 円
土着菌	散布 (堆肥代込)	2t車1台	12,600 円	※松山町は 15,000 円
		500g入り	300 円	350 円
		15kg入り	2,000 円	2,200 円



販売価格表（新）	
販売価格	
市内	市外
280 円	310 円
3,400 円	4,120 円
11,320 円	15,430 円 ※松山町は 14,400 円
19,800 円	27,000 円
12,960 円	※松山町は 15,430 円
310 円	360 円
2,060 円	2,270 円

子育てふれあいひろば

22日は弥五郎伝説の里でベビービクスを開催します



お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎ 0986-76-6565 (直通)

子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>

日	月	火	水	木	金	土
		4/1	2	3	4	5
6	7	8 ひろば	9 ひろば	10 親子	11	12
13	14	15 ひろば	16 ひろば	17 親子	18	19
20	21	22 講座	23 ひろば	24 親子	25	26
27	28 ひろば	29 昭和の日	30 ひろば			

◆ベビービクス

(4月22日)

「お母さんが元気なら赤ちゃんも元気。お母さんが笑顔なら赤ちゃんも笑顔」親子で一緒に楽しみながら運動します。

対象
一歳未満児の親子

講師
(OKJインストラクター)

田鍋いづみ先生

会場

弥五郎伝説の里

準備する物
動きやすい服装、バスタオル
飲み物(お茶)

※子育て支援センターは、キッズルーム開放・育児相談を実施しています。

キッズルーム開放 午前10時～午後3時(月曜日～金曜日) 育児相談 午前9時～午後4時(月曜日～金曜日)

親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分 ●会場:生きいき健康センター

子育てひろば 午前10時～11時30分 ●会場:大隅弥五郎伝説の里 ●会場:財部保健福祉センター

※8日は岩川地区構造改善センター、30日は財部交流館で開催します。

育児講座 午前10時～11時30分 ●会場 22日:大隅弥五郎伝説の里

曾於市思いやりバス・タクシーの運行について

お問い合わせ先

企画課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8802 大隅 ☎ 099-482-5921 財部 ☎ 0986-72-0931

平成26年4月1日より
思いやりバス、6月1日より
より思いやりタクシーの
一部路線の時刻及び路線
が変更となります。

です。

自動車運転免許証を返納された方には、3年間の無料乗車券を発行いたします。企画課・各支所地域振興課までお問い合わせください。

各支所の窓口に路線図・時刻表を設置してあります。また、曾於市ホームページからも閲覧可能

運行路線・時刻

無料乗車券

△回数券 二,〇〇〇円
二〇〇円券が11枚綴りになっています。車内で販売しています。

※6歳未満の児童で、大人に同伴して乗降する場合は、大人1人に対して児童1人は無料です。

小学生以下の子ども 一〇〇円
※乗り換えの場合は、「乗換券」を車内で発行します。

大人 二〇〇円

料金

市内の交通不便・空白地域(公共交通が不足している地域)の住民の方々の交通手段を確保するために、各地域で「思いやりバス・思いやりタクシー」を運行しています。

